

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

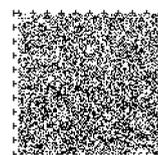
わが国では、急速な少子高齢社会を迎えるとともに、核家族化の進行などにより、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加が進んでいます。また、地域コミュニティの希薄化や価値観・ライフスタイルの多様化により、生活課題が複雑化しています。

本市の総人口は緩やかに増加していますが、1世帯あたりの人員については、減少傾向が見られ、単身世帯や夫婦のみ世帯、ひとり親世帯など、世帯人数の少ない世帯が増加していることがうかがえます。また、高齢者数は年々増加しており、総人口に占める65歳以上の人口の割合(高齢化率)と75歳以上の人口の割合(後期高齢化率)はともに増加しています。

このような中、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていくためには、引き続き、住民をはじめとする多様な主体が知恵と力を出し合い、協働していくことを通じて、住民一人ひとりの生活の向上に努める必要があります。

そのため、第1次計画で掲げた基本理念である「みんなで支え合い 安心して暮らせる 笑顔のいわで ～参加と協働による共生社会の実現～」を踏襲し、今後も住民同士がお互いに尊重し合い、共に支え合い、助け合う関係を構築し、住民一人ひとりが安心して、笑顔で暮らせるまちの実現をめざします。

みんなで支え合い 安心して暮らせる 笑顔のいわで
～参加と協働による共生社会の実現～



2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の基本目標を設定します。

1) 一人ひとりのつながりづくり

急速な少子高齢化の進行に伴い、本市においても地域福祉の担い手の高齢化、新たな担い手不足が課題となる中、住民同士や地域コミュニティ内でのつながりや関係の希薄化に対応していかなければなりません。

そのため、小規模な区・自治会数が増加傾向にある中、引き続き、区・自治会への加入促進や区・自治会の相互間の連携強化を図るとともに、多くの住民同士が気軽に集い、つながることができるよう、多様な交流の機会・活動の場づくりや地域住民の活動拠点の整備に取り組みます。

2) 住民同士が「支え合い、助け合う」関係づくり

誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていくためには、住民、関係団体・機関、福祉関係者、行政等が相互に協力して地域福祉を推進していく必要があります。そのためには、引き続き、日常的に住民同士が支え合い、助け合う関係を構築していく必要があります。

市民意識調査において、地域活動の参加状況については、『参加していない(「まったく参加していない」+「あまり参加していない」)』が高くなっていますが、経年で見ると、今回調査では前回調査よりも、『参加している(継続的に参加している)+(ときどき参加している)』の割合が上昇しています。

今後も引き続き、住んでいる地域や福祉に興味・関心を持ってもらえるよう、福祉教育等を通じた意識醸成に努めるとともに、地域福祉活動を担う人材の育成・確保、普段からの声かけや見守り、各種団体・機関への活動支援など、住民同士が支え合い、助け合える関係づくりに取り組みます。

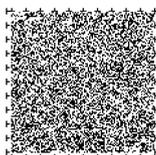
3) 安全で安心して生活できるまちづくり

住民一人ひとりが安全で安心して暮らすことができる地域をつくっていくためには、様々な課題に迅速に対応できるよう、相談支援のさらなる充実を図るとともに、誰もが必要な情報を入手できるよう、分かりやすい情報の発信・提供に努めます。

特に、社会的に孤立し、自ら支援を求めることが困難な生活困窮者の早期発見・把握に努めるとともに、自立促進に向けた支援に取り組みます。

近年、大雨や台風などの風水害が多発しており、また、南海トラフを震源とする巨大地震がいつ発生してもおかしくない状況です。避難行動要支援者への支援体制の強化や自主防災組織結成の推進など、地域でどう対応していくか、災害に備える視点も必要となっています。

さらに、安全で安心して生活を送るためには、円滑な移動手段の確保及び防犯・交通安全対策等にも取り組むなど、誰もが地域において安全に安心して暮らしていく基盤づくりに取り組みます。



4) 一人ひとりを認め合うまちづくり

地域福祉を推進していくうえで、「住民がそれぞれの多様性を認め合い、一人ひとりの人権を尊重し、共に支え合う」という視点が基本であり、引き続き、地域や関係機関と協働して取り組む必要があります。

そのためには、住民一人ひとりが性別・年齢・国籍等に関わらず、お互いを尊重し合い、判断能力が十分でない人などの権利を守る必要があります。また、あらゆる虐待や差別等が起こることがないように、誰もが自分らしく、いきいきと暮らし、一人ひとりを認め合うことができる関係づくりに取り組めます。

3 地域福祉と「持続可能な開発目標」(SDGs)

「持続可能な開発目標(SDGs)」とは、2015年(平成27年)に国連において採択された、すべての国がその実現に向けてめざすべき目標のことです。「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げており、貧困撲滅や差別解消、環境と調和した都市整備など、17の分野別目標が掲げられています。

これらの目標は、地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべきテーマであることから、本市では、地域福祉計画を中心とした各福祉分野において、以下の目標の実現をめざしていきます。

■福祉分野における取り組みとSDGsの対応

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ひとり親家庭をはじめとした、経済的に困窮している世帯への支援の実施



食育や食生活改善指導など、適切に栄養を摂取するための支援の実施



母子の健康維持のための医療・福祉体制の整備及び公平な利用促進



教育を通じた自助意識や福祉への関心の醸成



平等な社会参画のための支援と多文化共生社会実現のための支援の実施



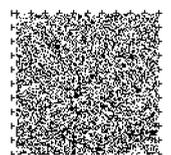
防災・防犯・交通安全対策を通じた安全な地域づくりの推進



差別の解消や虐待の防止などを通じた、すべての人への人権の保障



行政・地域・関係機関等の連携を通じた包括的な支援体制の構築



4 施策体系

基本理念	基本目標	基本的な施策の方向
みんなで支え合い 安心して暮らせる 笑顔のいわで ～参加と協働による共生社会の実現～	1 一人ひとりのつながりづくり	1)地域コミュニティづくり
		2)地域での交流促進
	2 住民同士が「支え合い、助け合う」関係づくり	1)地域で活動するきっかけづくり
		2)声かけ・見守り体制の充実
		3)地域福祉活動を行っている団体・組織、NPO等への活動支援
	3 安全で安心して生活できるまちづくり	1)相談支援・情報提供の充実
		2)福祉サービスの利用促進と質の向上
		3)生活困窮者の自立支援の推進
		4)安全・安心の生活環境づくり
	4 一人ひとりを認め合うまちづくり	1)人権教育・啓発の推進
		2)自立支援や権利擁護等に向けた取組の推進

